

令和8年度とくしま介護現場DXサポートセンター設置・運営業務 プロポーザル公募要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度とくしま介護現場DXサポートセンター設置・運営業務

(2) 業務目的

介護現場の人材不足が深刻化する中で、質の高い介護サービスの維持・向上ができるよう、介護サービス事業者等からの生産性向上の取組等に関する相談窓口を設置し、介護サービス事業者等へのワンストップ型の支援を行うことで、介護職員の負担軽減や介護人材の確保を図る。

(3) 実施方法

公募型プロポーザル方式により適切に事業を実施できる事業者を選定し、委託することにより実施する。

(4) 業務内容

別添「令和8年度とくしま介護現場DXサポートセンター設置・運営業務業務委託仕様書」による。

(5) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

※ この契約は、令和8年度当初予算成立を条件とするものであり、徳島県議会において予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、本事業の一部又は全部を実施しない場合がある。

(6) 委託料上限額

金10,743,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額は、企画提案のために設定した金額であって、契約額でないので留意すること。

2 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 徳島県物品購入等に係る指名停止措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。

(3) 徳島県内に本社又は事業所を有する者若しくは県内での事業実施が可能な者であること。

(4) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立てをし、又は、申し立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。

(6) 徳島県暴力団排除条例（平成22年徳島県条例第40号）第6条に規定する排除の対象となっていない者であること。

- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者であること。
- (8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。
- (9) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないと認められる者ではないこと。
- (10) 公募開始日前 2 年間、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。

3 スケジュール

公募開始	令和 8 年 2 月 9 日（月）
参加表明書等の提出期限	令和 8 年 2 月 19 日（木）
質問票の提出期限	令和 8 年 2 月 19 日（木）
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 3 月 4 日（水）
選定委員会の開催	令和 8 年 3 月中旬（予定）

4 企画提案への参加及び応募方法

- (1) 参加表明書等の提出
 - ア 提出書類
 - (ア) 参加表明書（様式第 1 号）
 - (イ) 組織概要書（様式第 2 号）
 - (ウ) 会社等の概要が分かる書類（パンフレット等）
 - イ 提出部数
 - 各 1 部
 - ウ 提出期限
 - 令和 8 年 2 月 19 日（木）午後 5 時 ※郵送の場合は、期限日必着とする。
 - エ 提出方法
 - 1 1 に示す事務局まで持参又は郵送（書留郵便）により提出すること。
- (2) 企画提案書等の提出
 - ア 企画提案書の内容
 - 仕様書の内容を踏まえ、下記の項目について記述すること。
 - (ア) 事業実施方針及び運営体制
 - ① 事業目標を踏まえた事業実施方針、全体スケジュール
 - ② 事業実施体制・運営体制
 - ③ 人員体制（スタッフの知識、経験、スキル等）
 - (イ) 事業実施計画
 - ① 相談窓口の設置・運営
 - ② 介護現場における生産性向上の取組に関する研修会・セミナー
 - ③ 介護ロボット・ICT 機器の展示
 - ④ 介護ロボット・ICT 機器の試用貸出
 - ⑤ 伴走支援・有識者派遣の実施
 - ⑥ 他の機関との連携
 - ⑦ 生産性向上に関する情報収集・提供
 - ⑧ センターの広報

- (ウ) 委託業務を実施するにあたっての貴法人の特色及び優位性
・事業を実施する上で、他の法人と比較した優位性があれば御記入下さい。
・過去の類似事業実績について記載して下さい。
- イ 提出書類
(ア) 企画提案書（様式第3号）
※ 30ページ以内、A4版、片面印刷とする。
(イ) 見積書（任意様式）
・仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積上げ方式とすること。
・内訳は、税抜き表示を基本とする。
(ウ) 参考資料（企画提案内容を補足する資料）
※ 任意提出とする。
- ウ 提出部数
各8部
- エ 提出期限
令和8年3月4日（水）午後5時
- オ 提出方法
11に示す事務局まで持参又は郵送（書留郵便）により提出すること。

5 質問の受付

- (1) 質問の受付期限
令和8年2月19日（木）午後5時
- (2) 質問票の提出方法
質問は、質問票（様式第4号）により行うものとし、11に示す事務局まで電子メールにより送付するものとする。なお、メール送付後は、到着確認のため11に示す事務局まで電話連絡すること。
- (3) 質問の内容
原則として、当該委託事業に係る条件や応募手続に関する事項に限る。
- (4) 質問に対する回答方法
回答は質問者及び参加申込者に原則電子メールにより送付する。

6 参加辞退

参加表明書提出後に企画提案への参加を辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を持参又は郵送により、11に示す事務局まで提出すること。
なお、参加表明書提出後、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加の意思がないものとみなす。

7 選定方法

- (1) 企画提案書の内容を審査するため、県が別に設置する選定委員会を開催し、その結果に基づき最優秀提案者を選定する。
- (2) 企画提案書の評価は、別表の評価基準に従い、提案者からのプレゼンテーションもしくは書面審査により行うものとする。
- (3) プrezentationを実施する場合は、日時及び場所は提案者に別途通知するものとし、これを欠席した場合は、企画提案への参加を辞退したものとみなす。
なお、資料は「4（1）ウ 提出期限」までに提出した資料に準じた内容に限る。

- (4) 選定結果は、審査を受けた全ての者に対し、文書により通知する。
なお、選定委員及び選定結果に関して、理由や点数等の照会・問合せには一切応じない。また、選定結果に対する異議申し立ては受理しない。
- (5) 提案者が1者の場合の取扱い
提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。

8 応募に際しての留意事項

- (1) 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となる。
- ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - イ 応募資格の要件を満たしていない場合
 - ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - エ 見積金額が委託料上限額を超過した場合
 - オ 本要領に違反すると認められた場合
 - カ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合
 - キ その他不正な行為があったと県が認めた場合
- (2) その他
- ア 応募は1参加者につき1件とする。
 - イ 書類の作成はA4版（片面印刷）とすること。なお、必要に応じて、表、写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとすること。
 - ウ 提出された企画提案書は提出期限後の訂正、追加、差替及び再提出は認めない。
 - エ 提出された企画提案書等の書類は、審査のみに使用し、応募者には返却しない。
 - オ 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲において複製することができる。
 - カ 提出された企画提案書等の書類は、徳島県情報公開条例の規定に基づき公開する場合がある。
 - キ 提出内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及びその他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを提案した責任は、すべて応募者が負うものとする。
 - ク 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、直前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
 - ケ 委託業務により知り得た秘密は、他社に漏らさないこととする。
 - コ 参加表明書及び企画提案書等の作成及び提出のほか、審査に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
 - サ 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

9 契約の締結

- (1) 選定委員会が選定した最優秀提案者を契約予定者として、当該業務に係る随意契約の相手方とする。
- (2) 契約内容の詳細については、県と最優秀提案者とが協議を行い決定する。なお、

この協議は、企画提案の内容を脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

- (3) 協議が整った場合に契約を締結することとし、契約条項については契約予定者と協議して定める。
- (4) 最優秀提案者との協議が整わなかった場合は、選定委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

10 その他

本事業の実施にあたっては、本要領、委託契約書、徳島県契約事務規則のほか、別に定める規程等を遵守すること。

11 事務局

徳島県 保健福祉部 長寿いきがい課 介護支援担当

所在地：〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話：088-621-2213

ファクシミリ：088-621-2840

e-mail : choujuikigaika@pref.tokushima.lg.jp